

羽村市青少年スポーツ・文化活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化活動等において、全国大会等に出場した青少年の保護者に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 青少年 羽村市内に住所を有する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。
- (3) 全国大会等 全国的な規模及び水準の大会又は国際大会であって、別に定めるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、全国大会等に個人又は団体で出場し、かつ、当該出場が次の各号のいずれかに該当する青少年の保護者とする。

- (1) 本市を含む地域を対象とする東京都大会、関東大会等の予選を経て出場したもの
- (2) スポーツ大会の実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場したもの
- (3) 競技団体等の推薦を受けて出場したもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、全国大会等に出場する青少年（団体として出場する場合にあっては、当該全国大会等の要項等に従い登録された者に限る。）の出場に係る交通費及び宿泊費とする。

2 交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路で、公共の交通手段（タクシーを除く。）を使用した場合に要する実費相当額とする。ただし、民間バス等を借り上げる場合は、1人あたりの経費が公共の交通手段（タクシーを除く。）を使用して算出した場合に係る経費と比較して低い額を補助対象経費とする。

3 宿泊費は、全国大会等の開催要項等に定められた最も安価な宿泊費の2分の1とする。ただし、全国大会等の開催要項等に定めのない場合は、1泊4,000円を上限とし、日帰りが可能な地域においては、原則として交付しない。

(交付額)

第5条 この要綱による補助金額の限度額は次の表のとおりとし、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。ただし、団体として出場した場合は、1人あたりの交通費及び宿泊費の合計額（15,000円を限度とする。）に補助対象者数を乗じて得た額と300,000円を比較して低い額を団体の交付額とする。

大会の種類	個人	団体
全国大会	15,000円	300,000円
国際大会	国内開催 15,000円	300,000円
	国外開催 市長が別に定める額	

- 2 補助金の交付は、同一の個人又は団体について、市の同一年度内に1回を原則とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、公益財団法人又はその加盟団体等が同種の経費を負担する場合については、補助金は交付しない。

(交付の申請)

第6条 第3条に規定する補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項等により出場したことがわかるもの
 - (2) 交通費、宿泊費の明細書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により申請する場合において、団体として出場する場合にあっては、次に掲げる書類を当該団体ごとに一括して、団体の代表者が提出するものとする。

- (1) 出場者名簿（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、補助金の交

付決定通知に基づき、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により決定の取消しをした場合において、すでに補助金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、羽村市補助金等交付規則（昭和52年規則第10号）の例による。

付 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。